2 (1) 借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b) 利子率は、年〇・七パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、インドネシアの実施機関及びインドネシア共和国内の輸入者が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4 インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドネシアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、インドネシア共和国政府の国家予算に編入され、改革計画の実施を支援するために使用される。

5 借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

6 インドネシア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

7 インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

8 インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

9 (1) インドネシア共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

(2) インドネシア共和国政府は、この了解に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、インドネシア共和国の関係法令に従って借款を使用する。

10 インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 借款及び改革計画に関連するその他の情報

11 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　塩尻孝二郎

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　Ｔ・Ｍ・ハムザ・タイブ閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　Ｔ・Ｍ・ハムザ・タイブ

在インドネシア共和国
日本国特命全権大使　塩尻孝二郎閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 六百七十五億三百万円（六七、五〇三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）1欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表3欄、付表4欄及び付表5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2) (1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表1欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) 付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、インドネシアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、付表1欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

5 インドネシア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（2(1)に規定する借款契約において言及されるものであって、国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定めるもの）に適合するように調達されることを確保する。